

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 50 2014年12月24日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】 提訴から10年 3ダム栃木訴訟 上告中 高裁への差し戻し、なるか

3ダム栃木訴訟の弁護団は、2014年1月27日の東京高裁不当判決を受けて5月12日に上告理由書、上告申立理由書を最高裁に提出した。現在は最高裁第三小法廷で審理されていると思われる。

1都5県のハツ場ダムをストップさせる訴訟で、東京の場合は最高裁第一小法廷で、千葉の会の場合は第三小法廷で審理がおこなわれている。茨城の場合は、3月25日の高裁判決を受けて4月4日に上告した。埼玉の場合は10月7日の高裁判決を受けて上告中。

2004年11月末に1都5県で提訴したハツ場ダム訴訟（栃木の場合は3ダム訴訟）のすべてが最高裁にゆだねられたわけで、「東京高裁の6つの不当判決をすべて高裁に差し戻せ」との判決を得るべく、最後まで諦めず、今後の最高裁の動きを注視したい。

詳細はハツ場ダムをストップさせる市民の会ホームページ参照 <http://www.yamba.jpn.org/>

今、川と人を分断するもの 1997年河川法改正の理念を取り戻そう

ハツ場ダム住民訴訟10周年報告集会

2014年12月14日・全水道会館（東京）

基調講演から：基調講演の講師、尾田栄章（おだ ひであき）さんは1997年に河川法が改正された当時の建設省河川局長だった。画期的法改正をリードしてこられた尾田さんは、98年、河川局長を最後に退職し、今は渋谷川のフタをはずして陽のあたる春の小川を取り戻そう、というNPO団体・渋谷川ルネッサンスの代表でもある。現在は福島県広野町に県の任期付き職員として派遣され、広野町の復興事業に携わっているという異色の人材。日本のダムと世界のダムでは決定的な違いがあるという。世界のダムが通過流量の2～4年分の貯水をしているのに対し、日本のダムはせいぜい半年分である。だから大雨のたびにしゅっ中ゲートを上げ下げしなければならない。川の勾配が急なためである。日本と同じく氾濫原に人口が集中しているオランダでは、風車を使って常時排水することで成り立っている。日本では洪水と干ばつが頻繁に起こるので、川（ダム）は洪水と干ばつの両方に対応しなければならない

河川法改正の流れ：明治29年（1896）に近代河川制度が誕生した。治水のみの概念であった。昭和39年（1964）の改正で利水という概念が導入され、水系を一貫して管理する制度が整備された。そして平成9年（1997）、治水利水に加えて環境という要素が導入された。

おもな改正点は、1）「河川環境」を河川管理の目的に加える 2）「関係住民の意見」を反映させる

仕組みの構築 3) 渇水調整の仕組みの改善 4) 樹林帯制度の創設 であった。

画期的な制度（となるはず）だったが、実現できなかったことがある。渇水時にどのように水を利用するかという問題だった。農業用水とのかねあいで困難があった。

河川法では「河川環境」を定義していない。河川環境は自然環境と社会環境の両方を含む非常に広い概念を持っている。河川環境は治水・利水と対立する概念ではなく、治水・利水・河川環境を一体化する必要があるということだ。また、河川法では「関係住民」という言葉も定義していない。関係住民の範囲はどうか、川との関係に濃淡はあるが皆が同じ重みを持つのか、また住民意見を如何に尊重し、反映するかについて具体的にはのべていない。

「河川整備計画」は誰が？：河川整備計画は河川管理者が定めるとなっており、学識経験者の意見、関係住民の意見（公聴会）、関係都道府県知事の意見を聴くことにはいるが、意見が異なった場合に関する規定がない。ということは意見が異なることを予定していないということ。すなわちコンセンサスが形成されていることを予定している。日本ではこれまですべてコンセンサス方式でやってきた。「すべての人々の合意ではないが、ここまで議論したからにはもういいだろう、大多数のステークホルダーがある程度のところで賛同する」という合意形成の上で進めていこうという意気込みで、当時は壮大な社会実験に取り組む心意気であった。

結び・質疑：川は凶暴な顔、温和な顔、さまざまな顔を持っている。川は人と自然を結びつけるものであり、人と人を結びつけるものである。川とどのようにつきあっていくのが課題である。

危機管理は本当に危機が起こってから慌ててもだめ。流域住民が本当に考えなくてはならないのは、例えば、利根川の両岸で安全度が同じでよいのか、木曾川の両岸で安全度が同じでよいのかということだ。改正法の中で、環境という用語が2か所でしか扱われていないが、河川維持流量という面では環境が大きく関係している。精神をどう生かすかが問題である。

利根川水系は渇水に弱い水系である。ダムができる前から先行的に暫定水利権が付与されているが、ダムは利水の安全度が低く抑えられている。治水に関しては代替手段があるが、利水については代替手段がない。水、エネルギー、食糧は代替がきかないことを認識すべきだ。

元建設官僚が市民団体の集会で講演するというので期待していたが、質疑の最後で「公聴会、パブコメ等で市民参加を求めているが全く反映されないのはなぜか？→わかりません」
「個別のダムについては各ダムの担当部署と議論してほしい」との回答を聞いて「やっぱり」「これが限界なのか」と残念に思った。この先をどう打開していくかが課題だ。

尾田栄章さんの基調講演のあと、八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表・嶋津暉之さんから「八ッ場ダム問題の経過と今後の展開」についての報告、住民訴訟弁護団長・高橋利明弁護士から「八ッ場ダム住民訴訟10年目の報告」、各都県の会からの報告（栃木の会からは高橋比呂志事務局長）、下記の集会アピールの提案と採択、住民訴訟弁護団副団長・大川隆司弁護士から閉会挨拶があり、17時閉会した。
(文責：葛谷 理子)

原判決破棄という公正な判断を下すよう求める

住民訴訟10周年報告集会は、集会参加者99名の名において以下の集会アピールを採択した。

八ッ場ダム住民訴訟10周年報告集会アピール

2004年、私たちは八ッ場ダム事業等の建設負担金等を支払う群馬、栃木、埼玉、茨城、千葉、東京の6都県の知事等を被告として、支出の差止め等を求める住民訴訟を、各地方裁判所に提訴し

ました。その後 10 年間、弁護士と市民団体及び会員個人が、百回を超える合同打合せ会議を重ねながら、現地調査、専門家との連携、現地見学会・学習会等の開催、選挙立候補者へのアンケート、署名運動、公開質問、要請書等の提出、河川計画策定時の公聴会での公述、ホームページ・オープン ML 等の活用、機関誌・パンフレットの発行・活用、本の発刊、DVD 制作、デモ、チラシ配布、国会議員と連携した質問主意書の活用等々様々な方法で裁判闘争と裁判外の活動を展開してきました。2009 年 9 月には、八ッ場ダムの中止を世論に訴えた民主党への政権交代が実現しました。

証人尋問では、住民側証人の圧倒的な説得力の前に、県側代理人は尻尾を巻くように反対尋問権を放棄しました。この一事をもってしても、私たちは、この 10 年間で八ッ場ダムは有害無益であり、都県の公金支出に道理がないことを十分に証明できたと考えます。

それでも、結果は一審、二審ともすべて不当判決に終わり、闘いの場は最高裁に移りました。

12 の下級審判決の内容は素人目にもレベルの低いものであり、高裁判決について言えば、利水負担金については、ほとんどの判決が知事の裁量権逸脱の判断基準を単に「合理性を欠くこと」としており、司法が行政の判断過程を細かく審査する判例理論に違反します。

治水負担金については、その納付通知に重大かつ明白な欠陥があるかという基準で支出の違法性を判断しており、「著しく利益を受ける場合」と規定する河川法の条文を無視しています。いずれの判決も、利水については広範な行政裁量を認めるもので、治水については「地方は国の下級機関」という感覚に基づくもので、判例と地方自治を否定する判決です。

いくつかの高裁判決は、「八ッ場ダムに参画しなくても水源を確保できる（治水対策上、八ッ場ダムは不要である）」という主張はひとつの評価としてはあり得る」と述べ、私たちの主張の正しさを物語っています。

八ッ場ダム事業は、本体工事の入札、鉄道・国道の付替等が終了し、来年 1 月には本体の基礎掘削を始める予定ですが、他方、入札不正疑惑、代替地等での有害鉄鋼スラグの使用、住民無視の強引な国道閉鎖等様々な問題が噴出しています。これらの問題は、有害無益な利権事業である八ッ場ダム事業の本質を露呈したものです。

私たちは、最高裁がそのような状況を踏まえ、六つの高裁判決には憲法違反、判例違反、法令解釈の重大な誤り等の違法があることを直視し、原判決破棄という公正な判断を下すことを求めます。

また、本日の総選挙で決まる政権に対しては、人類の共有財産である美しい吾妻川を後世に伝えるため、八ッ場ダム本体工事の取りやめと河道の原状回復、有害鉄鋼スラグの撤去、現地の生活再建のための取組等を求めます。

2014年12月14日

参加者一同

南摩ダム建設予定地で第 18 回・自然観察会

ヤマナシ収穫祭 をおこないました

10月25日(土)、快晴の空のもと、南摩ダムができれば水の底に沈んでしまうダム予定地で、ムダなダムをストップさせる栃木の会・日本野鳥の会栃木・思川開発事業を考える流域の会・水環境条例制定ネットワークの4団体が主催するヤマナシ収穫祭が行われました。

2005年7月の第1回観察会から数えると今回で第18回になります。10年前には移転された人々の生活の跡がそこそこにはっきり残っていましたが、現在では、付替え県道喪ほとんど完成し、かつての林道は藪がひどくて通れなくなり、山の姿も変わってしまい、ヤマナシの木から下流の栗沢のみが辛うじてかつての姿を残しています。ダムの本体工事が始まるまでの、残されたわずかな時間でした

が、野鳥、秋の蝶、水生昆虫を観察しました。

当日の観察記録：

野鳥：ツミ、コゲラ、アゲラ、カス、ハブトラス、ハシボソカラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ウグイス、ヒトリ、ジョウビタキ、セキレイ、ハセキレイ、セグロセキレイ、アオジ、ホシロ、カシラダカ、キジ、コジュケイ、メジロ、モズ 以上21種

蝶：キチョウ、ツマグロキチョウ、ヤマトシジミ、アカテハ、キテハ、ツマグロヒョウモン 以上6種

水生生物：エモンヒラタガエの、トビイロガエの、ナグレトビケラの1種、コカヅツトビケラ、シマトビケラ、オヤマカワゲラ、カトンボ、ホヤンマ、サエトボの1種、コホヤンマ、ヘイトンボ、ガガンボ、サガニ、カワナ、カジカ 以上15種

霞ヶ浦導水事業に関して那珂川取水口の建設中止を求める裁判（水戸地裁）も12月9日に結審した。



2014年（平成26年）11月30日（日曜日）

F折

社 会

2

少につながらるため、導水事業は、放流などで漁業を維持してきた漁協の漁業権を侵害する」と訴えた。

また、高村義親同大名誉教授は、裁判で国側証人が明確に答えられなかった同事業による水質浄化効果に

全国集会「霞ヶ浦導水事業はいらぬ！アユ・シジミ・サケ漁業を守ろう！」が29日、水戸市の茨城大で開かれた。那珂川水系で育まれる水産資源に悪影響が

霞ヶ浦導水を問う

専門家「事業目的は虚構」

水戸で関係者ら反対集会



漁業関係者ら約100人が参加した霞ヶ浦導水事業の反対集会＝29日午後、水戸市の茨城大

及ぶとして、栃木、茨城両県の漁協が反対する同事業。漁協側が国に那珂川取水口の建設中止を求めた裁判が12月19日に結審することとをにらみ、参加者は事業の問題点を確認、事業中止を求める決議を採択し、士気を高めた。

魚類研究家の石嶋久男氏も、データを踏まえ「流量減が（漁獲量日本一を誇る那珂川の）アユの資源量減

同集会は、事業反対を訴える専門家らによる実行委員会が主催。漁協関係者や市民、ダム問題に取り組む人計約100人を前に、茨城県那珂川漁協の君島恭一組合長は「那珂川の生態系を破壊する導水事業に断固反対。実力行使をもってでも阻止する」と決意を述べた。裁判で争点となっている漁業権侵害については、2人の専門家が解説。霞ヶ浦生態研究所の浜田篤信氏は、酒沼の名産シジミの漁獲量は工事による河床低下と流量減によって減少すると指摘。「那珂川からの取水は大きな漁業被害を招く」と断じた。



2014年度会費納入のお願い

2014年度（2014年4月1日～2015年3月31日）の年会費納入をお願いいたします。裁判維持のため会費納入にご協力をよろしくお願いいたします。なお、カンパも大歓迎です。（14年度会費が未だの方には振込用紙を同封させていただきました）行き違いとなりましたらご容赦ください。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609